奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十の項を三十一の項とし、二十九の項を三十の項とし、二十八の項を二十九の項とし、同表の二十七の項事務の欄中「二十六の項」を「二十七の項」に改め、同項を同表の二十八の項とし、同表の二十六の項を同表の二十七の項とし、同表の二十五の項市町村の欄中「安堵町」を「安堵町　田原本町」に改め、同項を同表の二十六の項とし、同表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、同表の二十一の項市町村の欄中「安堵町」を「安堵町　田原本町」に改め、同項を同表の二十二の項とし、同表中二十の項を二十一の項とし、十二の項から十九の項までを十三の項から二十の項までとし、十一の項の次に次のように加える。

十二　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十八条第二項の規定により提出させること又は同項の規定による検査	奈良市

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分

その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。